

市第2号議案 横浜市新たな劇場整備検討委員会条例の制定

1 趣旨

本市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる劇場について、有識者から幅広い分野についてご意見をいただきながら、整備の在り方を検討するため、市長の附属機関として「横浜市新たな劇場整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置します。

2 新たな劇場整備に関する検討の進め方について

本市では、バレエ、オペラなどの本格的な舞台芸術を上演できる劇場がありません。こうした劇場の整備は、文化芸術の創造と発展とともに、まちの賑わいづくりから経済活性化など幅広い効果をもたらすものです。一方、整備に向けては、事業手法の選定や運営などの課題もあります。

そこで、有識者による検討委員会を設置し、専門的な視点から検討していただいた上で、劇場の整備の在り方に関する提言をとりまとめていただくこととします。

なお、「横浜市中期4か年計画 2018～2021」では、文化芸術の風土醸成や子どもたちの育成、賑わいの創出や都市の活性化につなげるため、新たな文化芸術の魅力を発信する劇場の整備について、計画期間内での事業化検討・事業推進を位置づけています。

3 検討委員会の概要

(1) 審議内容

- ア 新たな劇場の整備の検討に関する事項
- イ その他市長が必要と認める事項

(2) 委員構成

有識者 12人以内
(都市経営、文化芸術、まちづくり、観光、教育など)

(3) 委員任期

2年

(4) 事務局

政策局政策課

4 施行予定日

公布の日

5 今後の予定

6月以降、検討委員会を複数回開催し、今年度内のできるだけ早い時期に提言をいただく予定です。